

読者のページ

School Teacher @ Voice



私の気になるリーガルまごめ用紙
本職が選んだ
優秀賞は貴方だ!

6月から始まった『リーガルサポート講座』も10月初めに全講義が終了し、その後のまごめ用紙提出もほぼ完了しました。提出されたまごめ用紙は期末試験終了と同時にコピーが各教室前の廊下に一斉掲示されました。「うわっ、これスゲー!」そんな声が聞こえてきました。自分も時間かけて作った作品です。他の人の作品が気になるのも当然です。しっかりと見てもらいましょう。

今回作成したこれらの作品は、講義でお世話になった『一般社団法人おひとりさまリーガルサポート』本職の士業の皆様方に無理をお願いし、作品すべてに目を通してもらいました。そして、『最優秀賞(各1名)』『優秀賞(各数名)』

今更なるリーガルまごめ用紙を選んでは頂戴しました。皆様には『リーガルコンクール』として、士業の人が選んだ『見た目だけでなく中身もある』優秀作品当てる行つてもらいました。これも相互評価の一種です。今号では『優秀賞』の発表と総評を紙面掲載します。優秀賞受賞者の個人講評は、本人へ印刷紙を渡す



作品「目を奪って生徒達」

と共に廊下への全体掲示を行います。また、次号にて『最優秀賞』とその作品および個人講評を紙面掲載します。今回『優秀賞』に選ばれている人も、次号で『最優秀賞』に選ばれている可能性があります。後日、表彰式を企画しているのので、ちょっと期待しておいて下さいね。「では、発表です!」

安藤紀子さん

【同法書士】

『優秀賞』
3109 KR 3130 HK
3133 MS 3134 MS
3220 TN 3406 MS
3505 IY 3508 IR

【総評】

見た目の綺麗さやまとまり具合よりも、自分の思うところがしっかりと書かれた記事を選びました。授業の内容以外でも、司法書士の仕事に興味を持って下さった方がいた事がとても嬉しいです。

水上祐樹さん

【弁護士】

『優秀賞』
3336 MN 3433 MH
3513 KM
【特別賞】
3239 YS

【総評】

人が生まれてから死ぬまでの間、何をすれば幸せなのか、それは人それぞれによって違うと思っ

まごめ中の様子



まごめ中の様子

律はどんなに変わっていきます。これからはみなさんがお金とまごめ付き合っていくように、心よりお祈り申し上げます。

福村雄一さん

【同法書士】

『優秀賞』
3506 IT 3120 TA
3139 MN

【総評】

SNSはともにも身近な存在で、みなさんの生活と切っても切れない関係にあると思います。便利なツールとして活用できる反面、トラブルを起

嶋田浩一さん

【税理士】

『優秀賞』
3422 NZ
【インクイズ賞】
3305 UR

【総評】

みなさんの新聞を拝見したところ、一部、間違った記載をされている方がいらつしやいました。私、今は今もそれだと思つています。大事なことは、苦手を意識を抱かずに知ろうとすること、間違えるということ、間違って知ろうとしている入口には立っています。あとは、自分のその時の理解で「満足」だけはないでください。正・誤、のこともありますが、何より『お金の常識や法

考えを外部に発信していただく。その時にSNSを活用するのもアリでしょう。みなさんには大きな可能性が広がります。これから先もその可能性を広げていくために、みなさんと一緒に時間を過ごすことができると嬉しかったです。ありがとうございます。

青葉洋明さん

【同法書士】

『優秀賞』
3105 OM 3226 HK

【総評】

一言で「働く」と言っても、そのために考えることは本当に様々です。「どんな仕事をするか?」「どこで働くか?」「どんなメンバーと一緒に働くか?」など、おそろくみなさんも僕も、これからの人生の大部分を、働くということに費やすことになりま

増やしていつてくれるはず。いつの日か、社会人として立派に働くみなさんと、どこかで再会できることを楽しみにしています。

宮西信一郎さん

【同法書士】

『優秀賞』
3225 NT 3516 SH
3526 IH

【総評】

生徒皆さんの作品を読ませていただきました。生徒皆さんの色んな思いが作品に込められていて、うれしくなりました。今回、私は5名の講師のサポート役として参加しましたが、講師を務めた仲間にとつては、うれしさもひとしおであったと思

田中晴さん

【同法書士】

『優秀賞』
3334 MI 3526 HK
3531 FK ※個人講評のみ

リーガルーム?

18歳の法の部屋

裁判は自己責任? 言いたいことがあるなら自分で!

司法書士 青葉洋明 (一般社団法人 おひとりさまリーガルサポート)

前回、法律は正しく知ってることが大事という話をしました。これは、実は日本の裁判でも同じようなルールになっています。裁判では、「自分にとって有利なことはいくらでも主張し、証明すること」というルールがあります。例えば、AさんがBさんにお金を貸したのに返してくれないという場合、Bさんを相手に裁判を起すことができます。このとき、まずはAさん自身が「Bさんにお金を貸した」という証拠(借入金やメモ)を出さなければなりません。貸した事実がなければ、そもそも返してくれと言えないわけですから、Aさんは自分で有利な事情は自分で証明しなければなりません。これに対し、Bさんから「借りたのは事実だが、それはもう大昔(20年前)の話なので、時効だ!」という反論があるとしても、時効というものは、とても簡単に言つて、お金を借りても一定期間(たとえば10年間)が経つと返さなくても良い、という制度です。Bさんの主張は、当然Bさんにとって有利な事実ですから、Bさんは自分でこれを主張しなければなりません。20年前の話だということは裁判所も認識していますが、Bさん自身からその主張がされなければ、裁判所はあくまで中立なので、Bさんの味方になるようなことは言ってくれないのです。つまり、Bさんは、時効という制度をきちんと知つていて、それを自分で主張しなければならぬということになります。Bさんがそんな主張もできずから、裁判は負けてしまうかもしれません。

借金を踏み倒すBさんが良い人かどうかは置いて(笑)、裁判はあくまで自己責任ということになります。厳しいようですが、法律を知らない素人だからと言って、裁判所は助けてはくれません。法律は「正しく知っている人の味方」です。

感謝

この気持ちを大切に
45回生、これからを
過ごしていきます!

※『おひとりさまリーガルサポート』は通常7名で活動されていますが、本校での講座テーマが5つであったため、お二人の方がサポート役に回つておられました。45回生の皆のためにこんなにも教育支援していただきありがとうございました。『おひとりさまリーガルサポート』の皆様方に感謝、感謝です。本当にありがとうございます。